

令和 8 年度

第 1 回

三重県文化財保護審議会

○事項書	1
○三重県文化財保護審議会委員名簿	2
○三重県文化財保護審議会条例	3
○令和 8 年度事業概要	4
○令和 8 年度事務分掌	6
○国指定等文化財の指定等について	8
○国・県指定等文化財の現状変更等	11
○多度大社上げ馬神事について	19

日時：令和 8 年 8 月 6 日（木） 13 時 30 分から

場所：三重県庁 7 階 教育委員室

津市広明町 1 3

三重県教育委員会

No.1

令和8年度 第1回三重県文化財保護審議会 事項書

日時：令和8年8月6日（木）13時30分～

場所：三重県庁7階 教育委員室

1 挨拶

2 報告

- (1) 令和8年度文化財保護事業について
- (2) 国指定等文化財の指定等について
- (3) 国・県指定文化財の現状変更等について
- (4) その他
 - ・ 多度大社上げ馬神事について

3 諮問

- (1) 令和8年度三重県指定候補文化財について（三重県教育委員会）

4 審議

- (1) 令和8年度三重県指定候補文化財の選考及び調査について

三重県文化財保護審議会委員（任期：令和6年9月24日～令和8年9月23日）

氏 名	担当分野	所属等	任用開始
岡田 昌彰	建造物	近畿大学 理工学部教授	R2
富島 義幸	建造物	京都大学大学院 工学研究科教授	R6
谷口 耕生	絵画・工芸	奈良国立博物館 企画課長	R4
永島 明子	絵画・工芸	京都国立博物館 列品管理室長	H30
門脇 むつみ	絵画・工芸	大阪大学大学院 人文学研究科教授	R6
大河内 智之	彫刻	奈良大学 文学部教授	R4
岡野 友彦	文書・典籍・ 歴史資料	皇學館大学 文学部教授	H24
川崎 佐知子	文書・典籍・ 歴史資料	立命館大学 文学部教授	R6
板井 正斉	民俗	皇學館大学 文学部教授	R4
小早川 道子	民俗	中京大学 文学部准教授	R6
小澤 毅	考古資料・史跡・ 埋蔵文化財	三重大学 名誉教授	H30
高橋 知奈津	名勝・埋蔵文化財	(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡研究室	H28
道林 克禎	天然記念物 (地質地形)	名古屋大学大学院 環境学研究科教授	H30
前迫 ゆり	天然記念物 (植物)	奈良女子大学 共生科学センター協力研究員	H28
森 誠一	天然記念物 (動物)	岐阜協立大学 経済学部教授	H25
浅野 聡	保存・活用	國學院大學 観光まちづくり学部教授	R4

○三重県文化財保護審議会条例

昭和51年3月29日三重県条例第7号
改正 平成17年3月28日三重県条例第29号

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に三重県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則（平成17年3月28日三重県条例第29号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

令和 8 年度 文化財関係事業概要

* () は前年度当初予算

文化財保存管理事業費

9,328 (6,477) 千円

(1) 保護審議会・審査会費

2,990千円

文化財保護審議会

年 2 回、三重県文化財保護審議会を開催し、県指定文化財の諮問、調査審議、答申を経て、教育委員会の議決により文化財の県指定を行います。

R7 県指定件数 5 件

銃砲刀剣類登録審査会

(R8 5/19・7/14・9/14・11/17・2/16)

銃砲刀剣類所持等取締法で定める登録審査会を、年 5 回実施します。

登録手数料：新規 6,300 円、再交付 3,500 円

R7 度 新規 271 件、再交付 58 件

天然記念物紀州犬・日本鶏審査会

三重県文化財保護条例の規定により、国指定天然記念物紀州犬及び日本鶏の保存を図り、繁殖を助長するため、審査会を開催し、優良犬・鶏を登録台帳に登録のうえ、登録証を交付します。

R7 紀州犬 4 頭

日本鶏 9 件 (番 5 組・雄 3 羽・雌 1 羽)

(2) 指定文化財管理費

3,117千円

文化財パトロール

県文化財保護指導委員設置要綱に基づき、48 名の保護指導委員により県内の指定文化財等の巡視を実施します。

文化財保護連絡会議

R8.4.21 (県尾鷲庁舎)・4.23 (県津庁舎)

県内の指定文化財等の保護行政をより充実させるため、県内市町文化財保護担当者との情報共有と協議を行います。

指定文化財 小修理等補助事業

文化財所有者が実施する指定文化財の小修理や防災設備の保守点検等について補助金による支援を行います。

R8 予定 国指定 7 件、県指定 1 件

国・県指定文化財の保存管理

県内の指定文化財等の保存管理について所在する市町教育委員会と協力して、支援します。また、県内の指定文化財の現状変更等に関する事務を行います。

(3) 文化財緊急防災対策費

3,221千円

文化財緊急防災対策

県内市町と連携し、県内の貴重な文化財建造物の現状を把握するため、詳細調査を委託するとともに、被災時の調査に用いられるデータベースの拡充を行います。

天然記念物保存対策事業費

9,115 (8,905) 千円

(1) カモシカ等天然記念物保存対策事業費

3,176千円

鈴鹿・紀伊山地カモシカ保護地域生息調査

カモシカの生息状況と生息環境を簡易に把握する通常調査を実施します。

- ・ 鈴鹿山地通常調査（モニタリング調査）
- ・ 紀伊山地通常調査（モニタリング調査）

天然記念物保存管理

地域を定めない指定天然記念物の保存管理の資料となる現状調査を行い、適切な保存管理を実施します。

(2) 特天オオサンショウウオ特別調査事業費

5,939千円

特天オオサンショウウオ特別調査

特天オオサンショウウオについて、一時捕獲された個体の遺伝子分析を実施し、交雑種と固有種の状況を把握します。また、成果に基づき「保護管理指針」を改訂します。

世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費 2,069 (1,902) 千円

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好かつ適正に保存管理されるよう、奈良県・和歌山県や関係市町と連携して取組むとともに、追加登録を目指す市町の取組を支援します。

- ・ 世界遺産三県協議会の運営
 - ・ 保存管理に対する助言・支援と熊野参詣道の復旧に対する支援
 - ・ 一般県民や関係者を対象とした世界遺産の保存と活用に関する講座等の開催
 - ・ 追加登録を目指す候補資産に関する調査への支援や学術審議会の開催
- 「海女漁の技術」「神楽」等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた協議・パネル展開催

地域文化財総合活性化事業

90,000 (90,000) 千円

貴重な地域資源である文化財について、所有者等が行う修復・整備事業等に対し、文化財の活用事業ないしは防災事業の実施を条件として補助金による支援をします。

R8 予定 国指定 39 件、県指定 7 件

近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会事業費

10,800 (0) 千円

近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会を 11 月 1 日に三重県桑名市で開催し、12 府県に伝わる民俗芸能を上演することで、民俗文化財の継承や振興に努めるとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す「神楽」を披露することで、三重県が誇る無形民俗文化財の魅力を発信し機運の醸成を図ります。

令和8年度 社会教育・文化財保護課 事務分掌表

担当		主な分掌事務
有形・民俗文化財班	課長 田米 正宏 たごめ まさひろ	課の総括に関すること
	班長 角 正 淳子 かくしょう じゅんこ	- 有形・民俗文化財班の総括に関すること - 班の情報公開・文書管理に関すること - 文化財関係の議会、教育委員会、陳情・要望に関すること - みえ元気プラン・教育ビジョンに関すること - 文化財にかかる他部局との連携に関すること
	主幹兼係長 中村 法道 なかむら のりみち	- 民俗文化財の保護に関すること - ユネスコ無形文化遺産の保護に関すること - 文化的景観に関すること - 指定文化財管理（小修理他）に関すること - 民俗芸能大会に関すること - 三重県指定文化財等所有者連絡会議に関すること - 文化財関係の各種表彰、叙勲に関すること - 三重県文化財講習会に関すること
	主幹兼係長 鈴木 貴弘 すずき たかひろ	- 文化財関係の予算・収入、決算（決算審査を含む）・経理に関すること - 文化財補助金事務の総括に関すること - 会計検査院に関すること（課の総括を含む） - 文化財関係の法、条例、規則、要項等に関すること
	主幹 稲垣 雅美 いながき まさみ	- 銃砲刀剣類の総括に関すること - 監査に関すること（文化財関係） - 会計年度任用職員の任用に関すること - 文化財パトロールの支出に関すること
	主幹 高松 雅文 たかまつ まさふみ	- 有形文化財（美術工芸品）の保護（防災対策等含む）に関すること - 無形文化財・選定保存技術の保護に関すること - 県文化財保護審議会に関すること - 文化財保存活用地域計画に関すること 国、県、市町指定文化財の管理に関すること - 地方特別交付税事務処理の総括に関すること - 文化財の公開展示事務に関すること
	主査 和澄 さやか わすみ	- 有形文化財（建造物）の保護（防災対策等含む）に関すること - 建造物調査に関すること（近代文化財の調査を含む） - 登録有形文化財（建造物・美術工芸品）に関すること
	主任 鐸木 厚太 すずき こうた	- 有形民俗文化財の保護に関すること - 食文化の保護に関すること - 指定文化財管理（文化財パトロール）に関すること - 文化財愛護週間、文化財防火デーに関すること - 日本遺産魅力発信推進事業の事務に関すること - 地方創生推進交付金事業の事務に関すること - 国の文化芸術振興費及び文化資源活用事業費事業に関すること - 有形文化財、民俗文化財の展示に関すること

担当		主な分掌事務
記念物班	班長 しんみょう つよし 新名 強	・ 記念物の総括に関する事 ・ 班の情報公開・文書管理に関する事 ・ 危機管理推進に関する事
	主幹兼係長 みずはし きみえ 水橋 公恵	・ 記念物の総括に関する事 ・ 史跡の保護に関する事 ・ 世界文化遺産の保護に関する事（総括） ・ 近代の文化財調査に関する事（記念物に関する事） ・ 民間助成に関する事 ・ 記念物の防災（被害報告等含む）に関する事
	主査 なかむら たかとし 中村 貴俊	・ 天然記念物の保護に関する事 ・ 環境影響評価に関する事 ・ 防災に関する事
	主任 おばら ゆうや 小原 雄也	・ 世界文化遺産の保護に関する事（追加登録・報告書作成） ・ 名勝の保護に関する事 ・ 近代の文化財調査に関する事（記念物に関する事） ・ 天然記念物の保護に関する事（ネコギギ） ・ 記念物・民俗文化財等の情報発信に関する事 ・ 出前トークに関する事
	技師 ひぐち たいち 樋口 太地	・ 埋蔵文化財の保護及び管理に関する事 ・ 出土品の文化財認定及び譲与に関する事 ・ 埋蔵文化財センターに関する事 ・ 国の文化芸術振興費及び文化資源活用事業費事業に関する事（記念物・民俗） ・ 民間助成に関する事 ・ 天然記念物の保護に関する事（カモシカ） ・ 紀州犬・日本鶏の審査に関する事 ・ 世界文化遺産の保護に関する事

国指定等文化財の指定等について

国登録有形文化財（建造物）

令和 8 年 7 月 9 日登録

きゅうたかきたけじゅうたくおもや
旧高北家住宅主屋



主屋（南から）



和室

【所在地】 名張市上八町

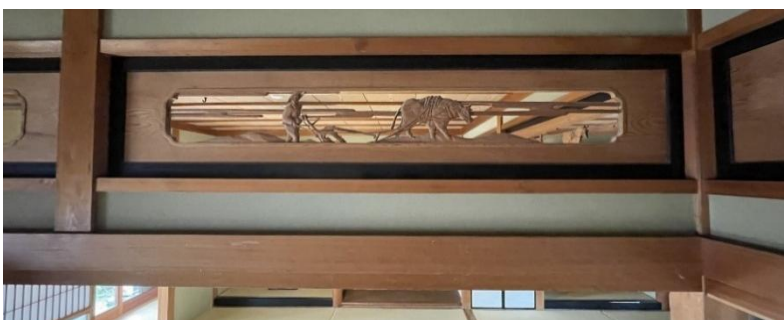
【年代】 昭和 36 年頃（1961 年）／昭和 56 年移築、平成 29 年改修

【建築面積】 175 m²

【登録基準】 （二）造形の規範となっているもの

旧高北家住宅は、大正 2 年創業の総合農機具メーカーの創業者である高北新治郎氏が建てた住宅で、客人をもてなす場としても利用された。昭和 56 年に名張市公民館（現・名張市民センター）の建設に伴い名張市の所有となり、西へ 30m ほど曳家移築された。現在は貸館として利用されている。

主屋は木造平屋建てで、屋根は入母屋造である。田の字型に配置された 4 間の和室のうち 2 間には床の間があり、茶室として利用する炉も備えられている。座敷境の欄間には、生業にちなんだ農耕馬と犁をモチーフとした彫刻がある。創業 100 年を超える農機具製造業の創業者の住宅として、上品でありながら質実剛健な造りとなっている。



欄間

ちょうけいじほんどう くり
長慶寺本堂・庫裏



本堂（南東から）



庫裏（南から）

【所在地】名張市蔵持町里

【年代】本堂：享保12年（1727年）

庫裏：天明元年（1781年）／江戸末期増築、昭和後期改修

【建築面積】本堂：127㎡、庫裏237㎡

【登録基準】本堂（二）造形の規範となっているもの

庫裏（二）造形の規範となっているもの

長慶寺は市街地北西の小高い丘の上にある真言宗の寺院である。

本堂は境内西側に東面して建つ入母屋造裳階付きの建物で、正面に向拝をつけている。内部は内陣・外陣・両脇陣に分かれ、内陣奥に須弥壇を構える。向拝の木鼻や臺股などの彫刻が秀逸である。

本堂の北東に位置する庫裏は、平屋建の建物である。庫裏は、僧侶たちを集め、寺子屋のような勉強の場として利用されたといわれている。床の間に違い棚、付書院を備えた座敷や、表玄関にしつらえた式台など、格式高い建物となっている。

本堂は江戸時代中期後半、庫裏は江戸時代後期前半に建てられたことが棟札や鬼瓦からわかる。名張市内に残る最古の寺院建築として、当時の建築様式を知る上で重要な文化財である。

きゅういがやきとうじきこうぎようきようどうくみあいじむしょ
旧伊賀焼陶磁器工業協同組合事務所



正面（北東から）



室内

【所在地】伊賀市丸柱

【年代】昭和 14 年（1939 年）／令和 3 年改修

【建築面積】132 m²

【登録基準】（一）国土の歴史的景観に寄与しているもの

伊賀市丸柱は伊賀焼の産地であり、現在も多くの窯元が窯業を営んでいる地域である。

大正 12 年（1923 年）に窯業者の連携で伊賀焼同業組合が設立され、その後、伊賀焼陶磁器工業組合、伊賀焼陶磁器工業協同組合へと改称された。組合では、粘土山の管理や製土工場、物産展への出品、労務関係などの総括的な業務を行っていたとされる。

水色の下見板張と三角屋根の玄関ポーチが印象的な外観は建築当時の様相を残し、伊賀焼のふるさとを象徴する建物となっている。内部は和室であったが、現在は改修され、飲食店として利用されている。

国・県指定文化財の現状変更等

(令和8年1月1日～令和8年6月30日申請分)

国 史跡

斎宮跡にかかる現状変更許可申請

申 請 内 容	件 数	備 考
個人・民間企業などによる申請	10 件	内、法定受託事務等による許可 5 件
公共機関等による地域環境整備に伴う申請	2 件	内、法定受託事務等による許可 2 件
史跡環境整備及び維持管理等に伴う申請	1 件	内、法定受託事務等による許可 0 件
計画的発掘調査のための申請	1 件	内、法定受託事務等による許可 0 件
計	14 件	内、法定受託事務等による許可 7 件

その他の現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
熊野参詣道伊勢路	R8.2.13		熊野市長	花の窟支柱耐震対策	
熊野参詣道伊勢路	R8.5.12	R8.7.6	尾鷲市長	八鬼山道石畳道復旧	
松坂城跡	R8.5.29		松阪市長	石垣整備	

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
熊野参詣道伊勢路	R8.3.6	尾鷲市	八鬼山道 大雨による路肩の崩れ
熊野参詣道伊勢路	R8.6.18	熊野市	本宮道 大雨による路面の洗堀

県 史跡

現状変更許可申請

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容
田丸城跡	R8.1.5		玉城町長	石垣修復工事に伴う調査
田丸城跡	R8.2.6	R8.4.27	玉城町観光協会	照明機器の設置
津城跡	R8.5.15	R8.5.31	津市長	樹木の除去
田丸城跡	R8.5.19		玉城町観光協会	見学者数把握用機器の設置
神戸城跡	R8.5.21	R8.5.29	鈴鹿市長	四阿上部撤去

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
田丸城跡	R8.6.3	玉城町長	台風6号による堀法面崩落、倒木
津城跡	R8.6.23	津市長	イチョウ倒木

国 史跡及び名勝

現状変更許可申請：該当なし

き損届：該当なし

県 史跡及び名勝

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

国 名勝

現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
諸戸氏庭園	R8.3.6		(公財)諸戸財団	植栽整備等	

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
二見浦	R8.5.2	伊勢市	旧賓日館 強風による透塀の剥離
二見浦	R8.6.5	伊勢市	旧賓日館 強風による竹垣の倒壊

県 名勝

現状変更許可申請

文化財名	届出日	届出者	内容
伊奈富神社庭園	R8.1.7	宗教法人伊奈富神社	池島の補修作業
稲生山の躑躅	R8.2.3	宗教法人伊奈富神社	紫躑躅の補植
稲生山の躑躅	R8.2.3	宗教法人伊奈富神社	支障木の伐採
宮川堤	R8.3.6	伊勢御遷宮委員会	お木曳行事 ドンデン場の盛土

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
宮川堤	R8.6.9	伊勢市	台風による桜の倒木等

国 天然記念物

オオサンショウウオにかかる現状変更許可申請（備考欄の*印は県の法定受託事務等による許可）

申請者	申請日	完了日	内容	申請地	備考
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長	R8.1.26		川上ダム湛水域内への迷入個体の保護捕獲および生息適地への放流	伊賀市	モニタリング調査
名張市長	R8.6.18		交雑個体隔離調査に伴う、保護調査	名張市	国庫補助事業
三重県知事	R8.6.18		県営ため池等整備事業に伴う、保護調査	伊賀市	公共工事

ネコギギにかかるに現状変更許可申請（備考欄の*印は県の法定受託事務等による許可）

申請者	申請日	完了日	内容	申請地	備考
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 所長	R8.1.21		高速道路橋梁工事に伴う事前の生息状況調査	大紀町	公共工事
亀山市長	R8.2.27		ネコギギ天然記念物再生事業	亀山市	
三重県知事	R8.5.12		砂防堰堤改築工事	亀山市	公共工事
三重県知事	R8.6.17		河川改修工事	大紀町	公共工事
三重県知事	R8.6.17		河川災害復旧工事	度会町	公共工事

その他の天然記念物にかかる現状変更許可申請（備考欄の*印は県の法定受託事務等による許可）

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
ヤマネ	R8.1.29		国際航業株式会社 営業所長	国道42号線熊野道路事業の一環としての生息状況調査（三重県御浜町地内）	公共工事
ヤマネ	R8.1.21		中部地方整備局紀勢国道事務所長	国道42号熊野道路（2期）の新設工事に伴う保護調査	公共工事
九木神社樹叢	R8.2.5		九木浦協同組合組合長	土壌改良および支障木および危険木伐採	維持管理
田光のシデコブシ及び湿地植物群落	R8.4.24		岐阜大学生物科学部 准教授	湿生植物の試料採取（DNA分析）	学術研究
御池沼沢植物群落	R8.4.23		岐阜大学生物科学部 准教授	湿生植物の試料採取（DNA分析）	学術研究

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
御池沼沢植物群落	R8.4.28		東海大学総合農学研究所 特定教授	湿生植物の試料採取 (DNA 分析・形態研究)	学術研究
大杉谷	R8.5.13		三重県知事	事故防止目的の警告板設置 (登山道)	安全管理
大杉谷	R8.6.23		中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー三重水力センター所長	堂倉谷堰堤管理のための既設管理道整備	維持管理

毀損・滅失届

文化財名	届出日	発見日	届出者	内容
カモシカ	R8.1.8	R8.1.7	大台町教育委員会教育長	大台町(紀勢道 7.3kp 下り)で交通事故による死亡
カモシカ	R8.2.12	R8.2.7	菰野町長	菰野町千草(朝明溪谷)での道路上で死亡個体を発見
カモシカ	R8.4.24	R8.4.24	尾鷲市教育委員会教育長	尾鷲市矢浜岡崎内の個人宅敷地内で死亡個体を発見

県 天然記念物

現状変更許可申請

申請者	申請日	完了日	申請者	内容	備考
神木のイヌマキ	R8.1.20	R8.2.28	所有者個人	樹勢回復のための土壌改良	補助事業
長太の大楠	R8.3.4		鈴鹿市長	安全管理を目的とした枯れ枝の剪定・除去	安全管理
嘉例川ヒメタイコウチ生息地	R8.4.10		ヒメタイコウチ・ホトケドジョウ保存会代表	生息地保護および啓発を目的とした学校での飼育展示および生息環境整備(下草刈り)	例年実施
和具大島暖地性砂防植物群落	R8.4.20		環境省 中部環境事務所 伊勢志摩国立公園管理事務所所長	アカウミガメの生息調査に伴う指定地内の掘削	昨年度も実施
川俣神社のスタジイ	R8.6.19		川俣神社 役員会代表会長	経年劣化による枯損枝の伐採および害虫(ミヤマカミキリムシ)駆除のための薬剤散布等	維持管理
逆柳の甕穴	R8.6.18		高尾住民自治協議会 千方伝承会会長	甕穴まつり実施に伴う環境整備	例年実施

毀損届：該当なし

国 重要文化財（建造物）

現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）：該当なし

保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの：該当なし

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
旧諸戸家住宅 洋館・和館	R8.1.28	桑名市長	和館2階、北東側屋根 経年劣化による漆喰の落下
専修寺 御影堂如来堂 山門・唐門・通天橋・御廟拝 堂・御廟唐門及び透塀・鐘 楼・茶所・太鼓門・大玄関・ 対面所・賜春館	R8.3.10	専修寺 代表役員	御影堂…西側縁脇障子上部にある竹の 節欄間の部材が強風により落下。柱固定 金具の剥離 御廟唐門及び透塀…附骨堂の北西隅屋 根経年劣化による破損及び建物全体の 傾斜。
専修寺 同上	R8.3.31	専修寺 代表役員	茶所湯沸場北面外壁上部の漆喰落下
諸戸家住宅 主屋・表門・玄関及び座敷・ 広間 洋館・玉突場	R8.4.16	(公財)諸戸財団 代表理事	玉突き場、南側樋の中央下端が腐朽し、 水漏れが発生
旧諸戸家住宅 洋館・和館	R8.5.8	桑名市長	和館二の間、北側廊下ガラス戸のガラス 1枚の来館者の過失により破損
旧賓日館 本館 大広間棟 土蔵	R8.6.5	伊勢市長	台風6号の影響により、大広間棟北面二 階の銅板一文字瓦等の一部が破損
旧長谷川家住宅 主屋、大正座敷、大蔵、新 蔵、米蔵、西蔵、表蔵、離れ	R8.6.9	松阪市長	台風6号の影響により、表蔵の北東隅お よび西蔵東面の漆喰壁が剥落
旧諸戸家住宅 洋館・和館	R8.6.12	桑名市長	和館、経年劣化により袖瓦の一部が剥が れ落下

修理届：該当なし

防災施設の機能低下の報告：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届

文化財名	届出日	届出者	内容
地蔵院本堂 附 棟札下書・地蔵堂復興日 記・地蔵菩薩本堂再興之由 縁・勘定帳・江戸開帳願之記 地蔵院鐘楼 附 棟札・三町普請鐘楼堂修 覆記	R8.4.10	地蔵院 代表役員	地蔵院附のうち古文書類5冊、鐘楼附の うち古文書類1冊を亀山市歴史博物館 に長期寄託

県 有形文化財（建造物）

現状変更許可申請

文化財名	届出日	届出者	内容
旧第三中学校校舎 附 正門	R8.2.13	三重県立上野高等学校校長	既設の配管貫通孔を再利用し、教育相談室に設置されているエアコン設備を更新。

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
旧諸戸家住宅 一番蔵一棟 二番蔵一棟 番蔵棟一棟 旧高須御殿一棟 稲荷社一棟 表門一棟	R8.4.7	桑名市長	一番蔵正面左上、和館との接合部壁面の一部が経年劣化により崩落
旧小津家住宅 主屋、向座敷・料理場、内蔵、前蔵	R8.6.9	松阪市長	台風 6 号の影響により、内蔵南隅の漆喰壁が高さ 40cm、幅 20cm 程度剥落

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

国 登録有形文化財（建造物）

現状変更届：該当なし

毀損届：該当なし

所有者変更届：該当なし

国 重要文化財（美術工芸品）

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届（長期）：該当なし

公開届

文化財名	申請日	届出者	公開場所	展覧会名
伊勢神島祭祀遺物（画文帯神獣鏡等 19 点）	R6.3.19	斎宮歴史博物館 館長	斎宮歴史博物館	天地の神を祈りて－伊勢神宮、そして斎宮－

県 有形文化財（美術工芸品）

現状変更許可申請：該当なし

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
鉄製宝篋印塔	R8.3.19	醫王寺 代表役員	鉄製宝篋印塔の相輪2個の脱落を確知。
宝永津波供養碑（甘露寺 の三界萬霊碑）	R8.4.6	甘露寺 代表役員	倒木により枝が碑に接触。碑が傾く。

修理届

文化財名	届出日	届出者	内容
ワキ塚1・2号墳出土品	R8.1.6	伊賀市長	三重県総合博物館企画展の資料返却に伴う梱包作業時に発生した頸甲の肩部2か所の破断を修理し、資料の安定性を回復させた。
宝永津波供養碑（甘露寺 の三界萬霊碑）	R8.4.8	甘露寺 代表役員	倒木の除去・伐採、ならびに碑の傾きを復旧させる。

所有者変更届

文化財名	届出日	届出者	内容
紙本墨書西黒部文書	R8.3.13	松阪市長	自治会からの寄贈。所在場所の変更もあわせて届出

所在の場所の変更届（長期）

文化財名	届出日	届出者	内容
刀 銘村重	R8.2.20	個人	所有者の転居のため

国 重要無形民俗文化財

代表者変更届：該当なし

国 重要有形民俗文化財

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届：該当なし

県 有形民俗文化財

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届（長期）：該当なし

県無形民俗文化財

た ど たいしゃ あ うましんじ 多度大社 上げ馬神事

伝 承 地：桑名市多度町多度 1681

保 持 団 体：多度大社

保持団体住所：桑名市多度町多度 1681

県 指 定 日：昭和 53（1978）年 2 月 7 日

1. 指定内容

多度大社上げ馬神事は、多度大社及びその周辺で行われている神事で、馬に乗った若者が急峻な坂を駆け上がる上げ馬神事や、須賀の馬場で行われるやぶさめ神事をはじめ、さまざまな神事が行われている。これらは、古式の祭礼形態や成人への通過儀礼の形態をよく残し、庶民の暮らしの変遷を知るための資料として重要であることから、昭和 53（1978）年 2 月 7 日に県の無形民俗文化財に指定された。

2. 報告に至る近年の経緯

上げ馬神事は、上げ坂や土壁を駆け上がる勇壮な行事が注目される一方、平成に入ると動物愛護にかかる世論の意識が高まり、動物に対して適切な取扱いを求める声が保持団体や行政に対し寄せられた。県教育委員会には指定の取り消しや解除にかかる要望等が寄せられた。これらを踏まえ、県教育委員会は保持団体に対して、平成 8 年度及び平成 22 年度に動物の適切な取り扱いや安全管理にかかる通知や勧告を行い、改善に向けた取組を行った。これまでの経緯については、次のとおりである。

（平成 8 年度）

- ・ 動物愛護団体より、県教育委員会に指定の取消しを求める要望書が提出される。
- ・ 県文化財保護審議会が県教育委員会に建議。
- ・ 県教育委員会が保持団体に動物の取り扱いや運営について改善を求める通知を行う。

（平成 16 年度～令和元年度）

- ・ 上げ馬神事の巡視を実施。

（平成 21 年度）

- ・ 動物愛護団体から、県に県指定解除の要望が出される。
- ・ 県文化財保護審議会が調査の実施および調査内容を決定。

（平成 22 年度）

- ・ 県文化財保護審議会および県教育委員会が、上げ馬神事を調査。
- ・ 県文化財保護審議会が県教育委員会に建議。
- ・ 県教育委員会が保持団体に対し、動物虐待の根絶や青少年の健全育成、安全な神事の運営を求める勧告を行う。

（平成 23・24 年度）

- ・ 県教育委員会から保持団体に対し助言の文書を発出。

（令和 2～4 年度）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により神事中止。

(令和5年度)

- ・ 5月5日の神事で馬一頭が転倒、骨折し殺処分となる。
- ・ 動物愛護団等から保持団体や行政等に多数の批判が寄せられる。
- ・ 県文化財保護審議会が県教育委員会に建議。(R5.8.3)
- ・ 県教育委員会が保持団体に対し、動物愛護や安全管理、ガバナンスの徹底にかかる勧告を行う。(R5.8.17)
- ・ 神事主催者(多度大社・御厨総代会)が、多度大社上げ馬神事在り方検討会(10・11・12月開催)で改善策を検討。
- ・ 神事主催者が県教育委員会の勧告を受け、自主的に改善策を提出(多度大社宮司・御厨会会長の連名)。(R6.3.25)

(令和6年度)

- ・ 多度大社御厨総代会による「上げ馬神事事故防止対策協議会」において具体的な対策を確認(R6.4.10)
- ・ 県教育委員会及び保護審議会委員による現地調査の実施。対策が問題なく実施されていることを確認。(馴致：R6.4.20、神事：R6.5.4・5)
- ・ 多度大社御厨総代会による「上げ馬神事事故防止対策協議会反省会」(R6.6.20)
- ・ 多度大社御厨総代会による「多度大社上げ馬神事の在り方検討会」(R6.7.30)
- ・ 県保護審議会において調査の状況等を報告。審議会から、さらなる安全対策やガバナンスの明確化のために、今後5年間を目途に県教育委員会による調査を行うよう提言。(R6.8.7)
- ・ 多度大社御厨総代会による「多度大社上げ馬神事の在り方検討会」(R7.3.28)
- ・ 多度大社御厨総代会による神事関係者対象の「講習会」において県教育委員会及び県桑名保健所による講習を行う。(令和7年3月～4月)

(令和7年度)

- ・ 多度大社御厨総代会による「上げ馬神事事故防止対策協議会」において具体的な対策を確認(R7.4.11)
- ・ 多度大社御厨総代会による神事関係者対象の「講習会」において県教育委員会及び県桑名保健所による講習を行う。(R7.4.19、6.13)
- ・ 県教育委員会による現地調査の実施。対策が問題なく実施されていることを確認。(馴致：R7.4.19、神事：R7.5.4・5)
- ・ 多度大社御厨総代会による「上げ馬神事事故防止対策協議会反省会」(R7.6.13)
- ・ 多度大社御厨総代会による「多度大社上げ馬神事の在り方検討会」(R7.7.28、R8.3.27)

3. 神事における参加地区の現状

神事は、「御厨^{みくりや}」と呼ばれる地元の7地区(肱江^{ひじえ}、多度^{たど}、小山^{おやま}、猪飼^{いかい}、北猪飼^{きたいかい}、戸津^{とづ}、力尾^{ちからお})によって行われる。肱江は神児を選出する地区、肱江を除く6地区は馬を1頭ずつ出す地区とされている。

	多度	小山	猪飼	北猪飼	戸津	力尾	肱江
令和6年度	○	○	休止	○	休止	休止	○
令和7年度	○	○	退会	○	○	○	○
令和8年度	○	○	—	退会	○	退会	退会 神児は多度から

4. 令和8年度の調査

(1) 現地調査、及び体制（県教育委員会のみで実施）

- ・ 馴致（R8.4.18）：県教育委員会 3名
- ・ 神事当日（R8.5.4・5）：県教育委員会 4名（県庁待機1名）

(2) 令和7年度から継続する主な改善策

- ・ 馬が安全に自然に減速するよう、坂上に砂を敷いた円形の走路を設置。
- ・ 鞭の不使用。
- ・ 馬に接する関係者の禁酒徹底。

(3) 主な調査の観点

- ① 動物愛護の精神を遵守し、馬を威嚇する行為等が根絶されているか。
- ② 神事の実施にあたり、安全環境の整備と十分な準備のうえ、徹底した安全管理が行われているか。
- ③ 神事の実施主体が明確となり、十分なガバナンスがなされているか。
- ④ 文化財的価値が保たれているか。

(4) 調査結果

動物愛護や安全管理、ガバナンスの徹底についての対策が、適切に実施されており、神事の文化財的価値も保たれていることを確認した。

① 動物愛護の遵守及び馬を威嚇する行為等の根絶について

- ・ 坂上の円形走路や敷かれた砂により、馬は自然に減速していた。
- ・ 鞭は不携帯とした。馬は引手の誘導等によりスムーズにスタートできていた。
- ・ 馬運車は馬繋場付近に、獣医師は上げ坂付近に待機していた。
- ・ 馬に直に接する者の飲酒及び喫煙等のマナー違反はなかったが、関係者数名の飲酒が認められた。

② 人馬ともに安全な神事の実施及び徹底した安全管理について

- ・ 馬を取り扱う神事関係者は、講習会の受講が義務付けられ、実践されていた。
- ・ 監視委員が境内および周辺を巡回し、警察と連携して安全管理を行っていた。
- ・ 場内アナウンスを活用し、観客へ注意喚起が十分行われていた。
- ・ 馬が坂を走りやすいよう御厨関係者が坂の両側で手をつないで並んでいた。
- ・ 2地区の騎手が落馬したが、騎手に大きな怪我はなく、馬も無事だった。
- ・ 須賀の馬場乗、やぶさめにおいても、馬や騎手に怪我や事故はなかった。

③ 実施主体及びガバナンスの徹底について

- ・ 事前の準備や馴致、神事当日において、総代会が主体的に対応し、動物虐待の根絶や安全管理にかかる統制もなされていた。

④ 文化財的価値について

- ・ 上げ坂の形状は変更したものの、上げ馬ややぶさめをはじめとした神事について、習俗や行為にかかる本質的な変化はなく、文化財的価値は保持されていた。
- ・ 令和8年度の神事に不参加であった4地区（猪飼、北猪飼、力尾、肱江）については退会となり、今後の祭事継承において担い手不足等の課題が残る。

(5) 協議会等

- ・ 上げ馬神事事故防止対策協議会（R8.4.14）・講習会（R8.4.18・4.26）
- ・ 上げ馬神事事故防止対策協議会反省会（R8.6.19）
- ・ 多度大社上げ馬神事の在り方検討会（R8.7.27）

5. 課題

動物愛護の遵守における課題が概ね解決に向かう中、神事への参加地区の減少が顕著になり、今後は文化財の継承、存続も合わせて検討していく必要がある。

6. まとめ

馴致および神事当日の調査の結果、保持団体で真摯な検討がなされ、県教育委員会の勧告を踏まえた改善策が今年度も実施されていた。また、文化財的価値についても保持されていた。

今後も動物愛護の精神が遵守されるとともに、安全かつ文化財的価値が保持された神事が継承されるよう、引き続き保持団体や関係機関に指導・助言を行っていく。



上げ坂の状況（5月4日神事前）



神児迎え式（5月5日）



上げ馬神事（5月5日）



円形の走路で、祭馬減速の様子